

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

瀬戸内町は鹿児島市の南方 450km、奄美大島の南西端部と加計呂麻島・請島・与路島からなっており、亜熱帯性の温暖な気候や大島海峡など豊かな自然を活用した農林水産業を基幹産業として発展した町である。瀬戸内町の人口は昭和 30 年の 26,371 人をピークに減少を続け、令和 2 年の国勢調査では、8,546 人となっている。近年はやや落ち着きを見せているものの依然として人口減少が続き、過疎高齢化の傾向が強くなってきており、65 歳以上の人口が 38%以上を占めている。このような事から、I ターンやUターン者による創業があっても、既存の事業所が高齢化等の理由により廃業が多いのが現状である。産業別就業人口は第一次産業が 8.7%、第二次産業が 13.5%、第三次産業が 77.8%となっており、本町が将来にわたって自立的発展を成し遂げていくためには、本町独自の自然・文化、農林水産物等数多くの地域資源を活用し、新たな雇用の創出や地域産業の振興と地域経済の活性化を図る必要がある。また町内中小企業者の生産性の向上により、消費者の多様化するニーズへの対応、経営の合理化・近代化、特色ある製品づくりや新たな特産品の開発等を推進し、既存企業の体質強化や販路開拓を支援する必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、設備投資を活発にすることで地域が活性化され雇用の創出が期待できる。計画期間中に先端設備等導入計画の認定数は、5 件程度を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標と

する。

2 先端設備等の種類

瀬戸内町の産業は、亜熱帯性の温暖な気候を生かしたさとうきびやパッションフルーツ、養殖クロマグロの生産等の農林水産業、また LCC の就航や令和 3 年 7 月 26 日には奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西之表島が世界自然遺産に登録されたことによる観光客の増加が見込まれ、観光業などのサービス業も盛んになりつつあり、多様な業種が本町の経済・雇用を支えている。さらに中小企業の振興を通じて町民生活向上の実現に取り組むため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

瀬戸内町の産業は、奄美大島本島以外にも、加計呂麻島、請島、与路島と有人離島 3 島を含め広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は瀬戸内町全域とする。

(2) 対象業種・事業

瀬戸内町の産業は、農林水産業、建設・製造業、サービス業と多様な業種が本町の経済・雇用を支えている。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、経営の合理化や近代化、特色ある製品づくりや新たな特産品の開発、また奄美群島一体となった広域連携等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均 3 % 以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は 2 年間（令和 8 年 7 月 7 日～令和 10 年 7 月 6 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。